

再審制度の見直しを求める意見書について

再審制度の見直しを求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和3年11月8日

旭川市議会
議長 中川明雄様

提出者 旭川市議会議員

まじま 隆 英

石 川 厚 子

小 松 あきら

能登谷 繁

再審制度の見直しを求める意見書

罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生の全て、極刑の場合には命さえ奪われるえん罪は、国家による最大の人権侵害であり、えん罪被害者は速やかに救済されなければならない。

しかし、えん罪事件は後を絶たず、えん罪被害者の救済には気の遠くなるような年月がかかるといふ実態にある。やっと勝ち取った再審開始決定が、検察官の不服申立てによって取り消される事件も少なくない。

よって、国においては、えん罪被害者の一刻も早い救済のために、次の事項を速やかに実現するよう強く要望する。

- 1 再審における検察官の手持ち証拠を全面開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立てに一定の条件を付けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会